

久喜宮代衛生組合議会
令和7年第1回定例会
議案参考資料

【 目 次 】

1	令和7年度久喜宮代衛生組合一般会計当初予算（案）の概要	1
2	久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則（案）	6
3	久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部 改正に伴う新旧対照表	7
4	久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正す る規則（案）	8

令和7年度 久喜宮代衛生組合一般会計当初予算(案)の概要

1. 歳入歳出予算総括 総額 28.7億円 (-8.9%の減)

- ▼ 予算総額は、前年度比約2億8,139万円の減額
- ▼ 久喜宮代清掃センター・し尿処理施設の稼働が終了(令和6年度)
- ▲ ごみ搬入量の増加による手数料収入の増額
- ▲ 社会経済状況による市況変動により、財産収入(資源物売却等)が増額
- ◆ 久喜宮代・八甫清掃センター解体に伴う事前調査事業の実施(令和6年度から)
- ◆ 八甫コミュニティセンターの大規模改修工事を実施(目標年度:令和8年度)

【単位:千円】

歳入科目	R7	R6	増減	主な理由
分担金及び負担金	2,311,970	2,394,213	▲ 82,243	繰入金の増に伴う減額
使用料及び手数料	247,889	238,215	9,674	ごみ搬入量の増加によるごみ処理手数料の増
財産収入	80,382	79,081	1,301	市況変動による売却単価等の増
繰入金	161,895	73,482	88,413	財源調整
繰越金	50,000	50,000	0	
諸収入	14,437	9,969	4,468	市況変動による有償入札 拠入金収入の増
組合債	0	303,000	▲ 303,000	
歳入合計	2,866,573	3,147,960	▲ 281,387	

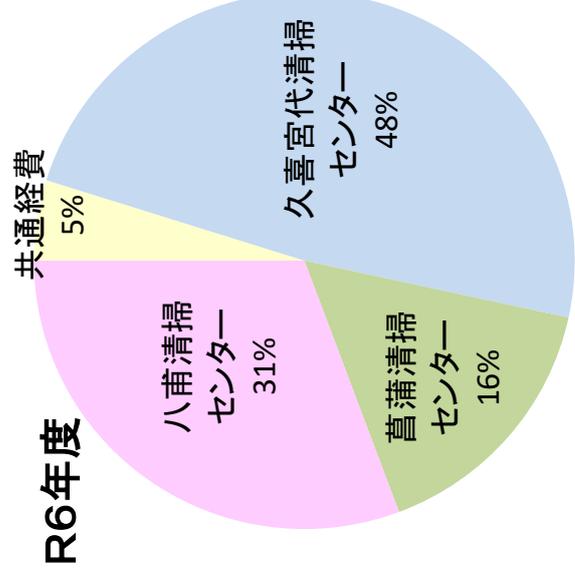
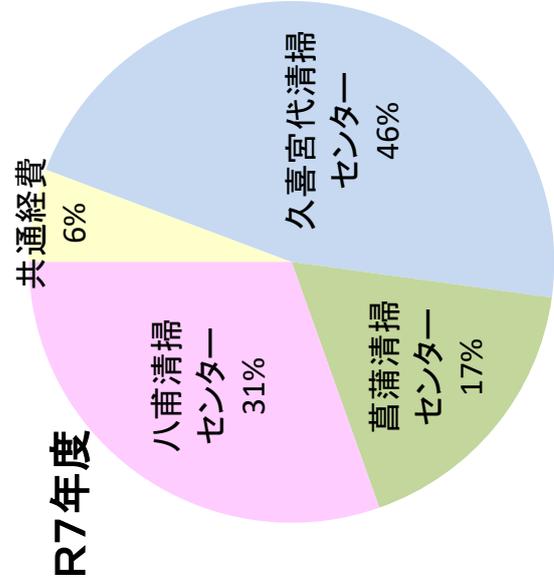
歳出科目	R7	R6	増減	主な理由
議会費	2,135	2,338	▲ 203	
総務費	122,747	110,955	11,792	
衛生費	2,141,967	2,506,087	▲ 364,120	(資料4ページ～歳出参照)
公債費	579,720	508,576	71,144	
諸支出金	4	4	0	(基金利子の積立て)
予備費	20,000	20,000	0	
歳出合計	2,866,573	3,147,960	▲ 281,387	

2. 予算区分別

久喜市・宮代町からの組合負担金の基礎となる「予算区分」別の概要

区分	内容	R7	R6	増減	増減理由
共通経費	議会費、公平委員会費、監査委員費 組合全体の職員給与費、事務経費等	165,192	152,538	12,654	
久喜宮代清掃センター	各清掃センター運営に係る 職員給与費、光熱水費 収集運搬費、施設管理運営費 塵芥処分費、公債費 など	1,330,726	1,528,755	▲ 198,029	・電気料の減 ・解体工事事業調査測量事業の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・し尿処理施設の稼働停止に伴う施設廃止処理の終了 ・公債費の増
菖蒲清掃センター		498,517	500,302	▲ 1,785	・電気料の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・公債費の増
八甫清掃センター		872,138	966,365	▲ 94,227	・業務部門の職員数の減 ・電気料の減 ・解体工事事業調査測量事業の減 ・ごみ処理施設修繕工事費の減 ・公債費の増
合計		2,866,573	3,147,960	▲ 281,387	

【単位 千円】



3. 歳入

(1) 負担金
事業費の減(事務移管等)による減額

区分	R7(当初予算)	R6(当初予算)
久喜市	41,633 トン	48,250 トン
菫蒲・八甫	23,530 トン	27,999 トン
久喜宮代	18,103 トン (67.12%)	20,251 トン (66.55%)
宮代町	8,870 トン (32.88%)	10,181 トン (33.45%)

	R7	R6	増減
久喜市			
共通経費	1.2億円	1.2億円	0.0億円
久喜宮代	6.5億円	8.3億円	▲1.8億円
菫蒲	4.4億円	4.3億円	0.1億円
八甫	7.0億円	8.2億円	▲1.2億円
宮代町			
共通経費	0.3億円	0.3億円	0.0億円
久喜宮代	3.4億円	4.5億円	▲1.1億円
久喜宮代(起債)	0.3億円	0.3億円	0.0億円

※百万円単位で四捨五入

(2) 手数料

事業系廃棄物搬入量の増(久喜宮代)
し尿事業は令和6年度をもって終了

	R7	R6	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	1.2億円	1.1億円	0.1億円	事業系増
菫蒲	0.4億円	0.4億円	0.0億円	
八甫	0.8億円	0.8億円	0.0億円	

R3負担金から、「処理量割」の導入

経費区分	共通		久喜宮代	
	久喜市	宮代町	久喜市	宮代町
均等割10%	5%	5%	5%	5%
処理量割90%	90%		90%	

↓
処理量割90分を市町のごみ処理量割合で按分

◎処理量割の遷移

経費区分	共通		久喜宮代	
	久喜市	宮代町	久喜市	宮代町
R3	82.09%	17.91%	65.77%	34.23%
R4	81.82%	18.18%	65.43%	34.57%
R5	82.07%	17.93%	65.91%	34.09%
R6	82.03%	17.97%	66.55%	33.45%
R7	82.44%	17.56%	67.12%	32.88%

※菫蒲・八甫は久喜市100%負担

※R3・R4・R5・R6は確定値。R7は暫定値。

(3) 財産収入

資源物売払価格の減(スチール缶・久喜・菫蒲)
資源物売払価格の増(アルミ缶プレス・八甫)

	R7	R6	増減	備考
久喜宮代	5,781万円	5,813万円	▲32万円	単価減
菫蒲	877万円	893万円	▲16万円	単価減
八甫	1,380万円	1,201万円	179万円	単価増

【単価比較】

品目 令和6年度 令和7年度
スチール缶 25,500円/t ⇒ 19,500円/t
アルミ缶プレス 125,000円/t ⇒ 135,000円/t

4. 歳出

(1) 収集業務

収集業務は令和6年度から粗大ごみの収集のみを行う

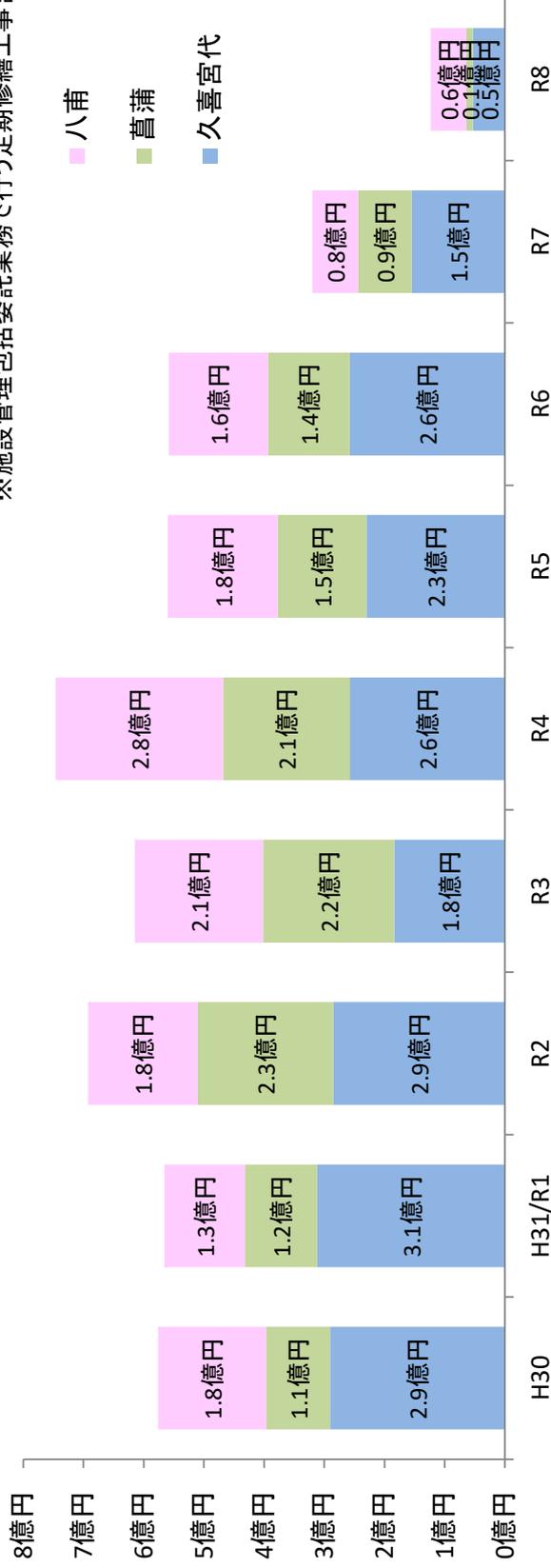
	R7	R6	増減	備考
ごみ(粗大)				
久喜宮代	0.3億円	0.3億円	0.0億円	
菖蒲	0.03億円	0.03億円	0.0億円	
八甫	0.3億円	0.3億円	0.0億円	

(2) 施設管理

修繕工事業等による減(各センター)
し尿事業は、共同処理が終了したため皆減

	R7	R6	増減	備考
ごみ				
久喜宮代	5.9億円	6.9億円	▲ 1.0億円	修繕工事業減
菖蒲	2.0億円	2.5億円	▲ 0.5億円	修繕工事業減
八甫	4.2億円	4.7億円	▲ 0.5億円	修繕工事業減
し尿				
久喜宮代	0.0億円	0.7億円	▲ 0.7億円	
八甫	0.0億円	0.0億円	0.0億円	

焼却施設・粗大ごみ 修繕計画(H30-R8)



令和8年度までの修繕計画を策定

※施設管理包括委託業務で行う定期修繕工事含む

※R8の修繕計画は、令和6年11月時点

(3) 塵芥処分

人件費上昇等により廃棄物再資源化委託料が増加傾向にあるが大きな増減なし

	R7	R6	増減	備考
久喜宮代	2.1億円	2.0億円	0.1億円	
菖蒲	0.5億円	0.5億円	0.0億円	
八甫	0.9億円	0.9億円	0.0億円	

5. 地方債の状況

【単位：千円】

	令和6年度末残高(見込み) a	令和7年度借入れ(予算) b	令和7年度償還元金(予算) c	令和7年度末残高(見込み) a+b-c
久喜宮代清掃センター分 うち宮代町単独分	495,656 56,466	0 0	284,624 28,233	211,032 28,233
菖蒲清掃センター分	297,900	0	142,280	155,620
八甫清掃センター分	296,511	0	150,989	145,522
合計	1,090,067	0	577,893	512,174

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の
一部を改正する規則（案）

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年久喜宮代衛生組合規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の205」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の97.5」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和6年12月1日から適用する。

久喜宮代衛生組合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年久喜宮代衛生組合規則第14号）の一部改正に伴う新旧対照表

一部を改正する規則（案）	現行規則（旧）
<p>(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の210</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の100</u></p>	<p>(勤勉手当の成績率) 第14条 成績率は、次の各号の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 <u>100分の205</u></p> <p>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 <u>100分の97.5</u></p>

久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（案）

久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則（昭和48年久喜宮代衛生組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

（単位 円）

職員の区分	号給	給料月額
定年前再任用短時間 勤務職員以外の職員	1	188,000
	2	189,700
	3	191,300
	4	192,900
	5	194,500
	6	196,200
	7	197,800
	8	199,400
	9	201,000
	10	202,700
	11	204,400
	12	206,100
	13	207,400
	14	209,000
	15	210,600
	16	212,100

	17	213,600
	18	215,200
	19	216,800
	20	218,400
	21	220,000
	22	221,700
	23	223,000
	24	224,300
	25	225,600
	26	226,700
	27	227,800
	28	228,900
	29	230,000
	30	231,100
	31	232,200
	32	233,300
	33	234,400
	34	236,300
	35	238,200
	36	240,000
	37	242,000
	38	243,400
	39	244,800
	40	246,200
	41	247,400

	42	248,600
	43	249,800
	44	251,000
	45	252,100
	46	253,200
	47	254,300
	48	255,400
	49	256,400
	50	257,400
	51	258,400
	52	259,400
	53	260,400
	54	261,300
	55	262,200
	56	263,100
	57	263,900
	58	264,700
	59	265,500
	60	266,300
	61	267,000
	62	267,800
	63	268,600
	64	269,300
	65	270,000
	66	270,800

	67	271,600
	68	272,300
	69	273,000
	70	274,500
	71	276,000
	72	277,500
	73	278,800
	74	280,700
	75	282,600
	76	284,300
	77	286,300
	78	288,500
	79	289,800
	80	291,100
	81	292,400
	82	293,400
	83	294,400
	84	295,500
	85	296,600
	86	297,800
	87	298,900
	88	300,100
	89	301,300
	90	302,600
	91	303,900

	92	305,200
	93	306,900
	94	308,600
	95	310,300
	96	311,900
	97	313,600
	98	315,600
	99	317,500
	100	320,200
	101	321,700
	102	323,400
	103	325,000
	104	326,600
	105	328,000
	106	329,300
	107	330,600
	108	331,900
	109	333,000
	110	333,800
	111	335,200
	112	336,400
	113	337,800
	114	338,600
	115	339,400
	116	340,200

	117	340,900
	118	341,700
	119	342,400
	120	343,100
	121	343,800
	122	345,400
	123	347,400
	124	349,400
	125	351,300
	126	352,400
	127	352,800
	128	353,500
	129	354,400
	130	355,000
	131	355,800
	132	356,400
	133	357,000
	134	357,800
	135	358,700
	136	359,500
	137	360,100
	138	360,800
	139	361,700
	140	362,500
	141	363,200

	142	364,100
	143	364,800
	144	365,700
	145	366,300
	146	367,100
	147	367,800
	148	368,600
	149	369,100
	150	370,000
	151	371,400
	152	372,000
	153	372,900
	154	373,800
	155	374,800
	156	375,800
	157	376,600
	158	376,700
	159	376,900
	160	377,100
	161	377,300
	162	377,800
	163	378,300
	164	378,800
	165	379,100
	166	379,900

	167	380,700
	168	381,500
	169	382,300
	170	382,700
	171	383,100
	172	383,500
	173	383,700
	174	384,100
	175	384,500
	176	384,900
	177	385,000
	178	385,100
	179	385,300
	180	385,500
	181	385,600
	182	385,600
	183	385,600
	184	385,600
	185	385,600
定年前再任用短時間		基礎給料月額
勤務職員		260,500

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規

則」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の久喜宮代衛生組合技能労務職員の給与に関する規則に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。